

議案第 1 1 号

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

社会福祉法人に対する資金の貸付けの手続について定めるため、提案する  
ものであります。

調布市条例第 号

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の一部を改正する  
条例

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和52年調布市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（金銭消費貸借契約書）

第3条の2 資金の貸付けの決定通知を受けた法人は、市長の定める金銭消費貸借契約書により、貸付契約を締結しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。